

赤ちゃんが生まれたら

出産おめでとうございます!お腹にいた赤ちゃんとうやくご対面です。これから楽しいことも大変なこともたくさんありますが、赤ちゃんをとりまく人々みんなで協力して、赤ちゃんを育てていきましょう。

1 出生届 お問い合わせ・手続き 0568-85-6137 〈戸籍住民課〉

父母の本籍地、届出人の所在地、子どもの出生地のいずれかの市区町村役場で手続きを行ってください。

- ◆提出期日 子どもが生まれた日を含めて14日以内
- ◆持ち物 出生届1通(出生証明書欄に、医師または助産師の証明があるもの)
母子健康手帳
生まれた子どもを扶養予定の方の健康保険証

2 出生届と同時に市役所で手続き可能なこと

児童手当

お問い合わせ 0568-85-6201 〈子育て推進課〉

- ◆対象 中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している方に手当を支給します。手当を受けるためには手続きが必要です。
※所得制限があります。
※児童手当の制度が改正され、支給対象・手当月額が変わる可能性があります。最新の情報は市のホームページをご覧ください。



子ども医療費助成

お問い合わせ 0568-85-6194 〈保険医療年金課〉

- 入院・通院したときの医療保険適用後の自己負担額を助成します。(所得制限なし)
- ◆対象 出生から18歳到達後最初の3月31日までの子ども
 - ◆持ち物 お子さんの健康保険証(出生により保険加入手続き中の場合はお子さんを扶養予定の方の保険証でも可)

低体重児届出・未熟児訪問

お問い合わせ・申込み 0568-85-6170
〈こども家庭支援課〉

2,500g未満の赤ちゃんが生まれたら低体重児の届出をお願いします。(母子保健法で届出の義務として定められています。)

- ◆対象 妊娠週数37週未満または、2,500g未満の赤ちゃん
- ◆申し込み 必要
①市ホームページ
②「母と子のしおり」についている低体重児届出書に記入して、郵送または持参
③電話



春日井市オリジナル事業

新生児に命名紙入り写真立てのお届け

お問い合わせ 0568-85-6079 〈文化スポーツ振興課〉

書家が揮毫した命名紙入り写真立てをお届けします。生後3か月になっても届かない場合は、文化スポーツ振興課へご連絡ください。

- ◆対象 最初の住民登録を春日井市で行った新生児

ブックスタート

お問い合わせ 0568-85-6800 〈春日井市図書館〉

春日井市図書館は、赤ちゃんの頃から家庭で「読み聞かせ」を楽しんでほしいと考え、4か月児健康診査の会場で「絵本のプレゼント」と「絵本の読み聞かせ体験」を実施しています。健診会場で受け取られていない方には図書館で絵本をお渡ししますので、母子健康手帳をお持ちください。

- ◆対象 4か月児健康診査を受診する赤ちゃんと保護者

3 その他のお金に関すること

出産育児一時金

お問い合わせ ▶ 0568-85-6156〈保険医療年金課〉

健康保険の各保険者から、直接医療機関などに出産育児一時金を支払う仕組みがあります。これにより、出産育児一時金を出産費用に直接充てることができるので、あらかじめ現金を用意しなくても済みます(直接支払制度)。ご希望の方は、医療機関にお問い合わせください。直接支払制度を利用しない方は、各保険者にお問い合わせください。

※医療機関によってはこの制度が利用できない場合があります。

学生医療費助成

お問い合わせ ▶ 0568-85-6194〈保険医療年金課〉

入院したときの、医療保険適用後の自己負担額を助成します。
※詳細は市ホームページなどをご覧ください。

- ◆ 対象 18歳到達後最初の4月1日から24歳到達後最初の3月31日までの学生で一定の条件に該当する人



未熟児養育医療給付

お問い合わせ ▶ 0568-85-6170〈こども家庭支援課〉

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。給付の要件などがありますので詳しくはお問い合わせください。

子育て応援給付金

お問い合わせ ▶ 0568-85-6170〈こども家庭支援課〉

新生児訪問(要申込)、こんにちは赤ちゃん訪問などで面談(子の養育者)を実施後、申請のご案内をします。

- ◆ 支給対象者 出生した子の養育者
- ◆ 給付額 子1人につき5万円

4 訪問事業

産前・産後ヘルパー派遣事業

お問い合わせ ▶ 0568-85-6170〈こども家庭支援課〉

妊娠中や産後間もない時期に精神的、身体的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。

- ◆ 対象 市内に居住する妊婦及び生後6か月未満の児を養育する保護者(多胎の場合は3歳未満)
※里帰り出産などにより市内に居住している人も利用できます。
- ◆ 申し込み 必要(詳細は市ホームページに掲載)



新生児訪問

お問い合わせ・申込み ▶ 0568-85-6170
〈こども家庭支援課〉

助産師・保健師が家庭訪問し、赤ちゃんの様子を見ながら相談に応じます。育児の悩みや心配なことを話してみませんか。身体計測や授乳の相談もできます。

- ◆ 対象 おおむね生後2か月までの赤ちゃんとその保護者
- ◆ 申し込み 必要
 - ①市ホームページ
 - ②「母と子のしおり」についている新生児訪問依頼書に記入して、郵送または持参
 - ③電話
 ※申し込み後、日程調整のため、電話連絡をします。
 ※訪問は春日井市内に限ります。
 ※春日井市外で訪問を希望される方は、滞在先の市区町村へお問い合わせください。



こんにちは赤ちゃん訪問

お問い合わせ ▶ 0568-87-1552〈こども家庭支援課〉

子どもがいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や健診・教室などの紹介を行います。

- ◆ 対象 生後1～3か月の赤ちゃんがいる家庭
- 出生届を出した全てのご家庭に訪問します。
新生児訪問と兼ねる場合があります。

新生児マススクリーニング検査 (先天性代謝異常等検査)を知っていますか

先天性代謝異常等とは、生まれつき体の中にある酵素の働きが悪いため心身の障がいを引き起こす病気のことで、愛知県では、現在20疾患を公費負担の対象として検査を行っています。早期発見・治療により障がいの予防又は軽減が期待できますので、出産される医療機関で申し込みを行い、赤ちゃんが生まれたらすぐにこの検査を受けましょう。

また、更に複数の疾患について、追加検査を行うことができる医療機関もあります。公費で行われている新生児マス・スクリーニング検査と同時に受けることが可能で、新たな採血など、赤ちゃんへの負担はありません。検査費用は保護者負担となりますが、検査を希望する場合は、出産される医療機関等にお問い合わせください。